

(経済産業省と同時公表)

平成28年6月2日

消費生活用製品の新規リコール情報（水槽用サーモスタット付ヒーター）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、ジェックスインターナショナル株式会社が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターのリコール情報（無償点検・製品交換）を以下のとおり公表します。

ジェックスインターナショナル株式会社（法人番号1122001006459）が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたものです（別紙参照）。

ジェックス株式会社は、事故の再発防止を図るため、本日から対象製品（下記③）について、無償で点検及び製品交換を実施します。

対象製品を保有していないか御確認ください。対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに同社に御連絡ください。

○ジェックスインターナショナル株式会社が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターについて

①事故事象について

ジェックスインターナショナル株式会社が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

対象製品について、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けた重大製品事故は、3件です（管理番号A201500084、A201600012及びA201600043）。

また、消費生活用製品安全法第35条第1項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告された事故は3件です。

なお、いずれの事故も人的被害には至っておりません。

②再発防止策について

ジェックス株式会社は、事故の再発防止を図るため、本日（6月2日）、同社ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、同日以降、販売店等への協力要請を行い、対象製品について無償で点検及び製品交換を実施します。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
セーフカバー ヒートナビ	SH80	2014年8月 ～ 2016年4月	60,648
	SH120		
	SH160		
	SH220		

<対象製品の確認方法>

実物大 **サーモスタット部**
小型サーモスタットタイプが対象商品の特徴です。
7.5cm

商品名・型番の確認ポイント
ヒーター部
例)セーフカバーヒートナビ SH80

対象商品
セーフカバーヒートナビ
SH80、SH120、SH160、SH220
の4機種

対象商品の確認ポイント

- ①対象商品は小型サーモスタットタイプ。
※左の写真と同じなら対象商品です。
- ②サーモスタット部ダイヤルの **GEX** ロゴマークをご確認ください。
- ③ダイヤルの目盛・文字が薄いグレー色。

GEXのロゴマークでジェックス製の商品であることをご確認ください。
ダイヤルの目盛・文字が薄いグレー色が対象商品です。
ダイヤルの目盛・文字がオレンジ色の商品は対象外です。

④事業者の対応

対象製品について、無償で点検及び製品交換を実施します。

⑤事業者の告知

ウェブサイトへの情報掲載 2016年6月2日(木)

販売店等への協力要請 2016年6月2日(木)以降順次

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください(2016年6月2日から受付を開始。)

【問合せ先】

ジェックス株式会社 オートヒーター交換受付センター

電話番号：0120-746-004 ※専用フリーダイヤル(無料)

受付時間：10時～16時(土・日・祝日、年末年始、休業日を除く。)

ウェブサイト：http://www.gex-fp.co.jp/safety/heatnavi_sh.html

※上記ウェブサイトでも交換の受付を行っています(24時間)。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 木原、平野、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 下出、鈴木、高橋

電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

別紙

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500084	平成27年4月16日	平成27年4月30日	水槽用サーモスタット付ヒーター	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	兵庫県	平成27年5月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成28年4月1日に製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった事故として公表していたもの 平成28年6月2日からリコールを実施
A201600012	平成28年3月4日	平成28年4月6日	水槽用サーモスタット付ヒーター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	平成28年4月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成28年6月2日からリコールを実施
A201600043	平成28年4月21日	平成28年4月26日	水槽用サーモスタット付ヒーター	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	平成28年4月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成28年6月2日からリコールを実施